

別添

郵便局における三六協定の締結状況

各支社にヒアリングしたところ、以下の時間数で締結している郵便局が多い。(変更箇所は網掛け)

【2016年度】

単独 マネジメント局	一般条項	1日	4時間
		2か月(12・1月期)	109時間
		2か月(上記以外)	81時間
	特別条項	1年	360時間
		1日	5時間
		2か月(上記以外)	141時間
		1年	480時間

2か月(12・1月期)
169時間



【2017年度】

単独 マネジメント局	一般条項	1日	4時間
		2か月(12・1月期)	109時間
		2か月(上記以外)	81時間
	特別条項	1年	360時間
		1日	5時間
		2か月(上記以外)	141時間
		1年	480時間

2か月(12・1月期)
160時間

エリア マネジメント局	一般条項	1日	3時間
		2か月	81時間
		1年	360時間
	特別条項	1日	5時間
		2か月	120時間
		1年	480時間

エリア マネジメント局	一般条項	1日	3時間
		2か月	81時間
		1年	360時間
	特別条項	1日	5時間
		2か月	120時間
		1年	480時間

※「郵政事業の年末・年始(12月・1月期)における業務」は、厚労省通達により、労基法36条「時間外労働時間延長時間の限度」から除外されている。

(日本郵政提出資料より)